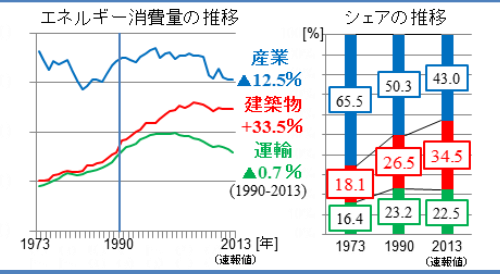


# 政令の前提: 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要

(平成27年法律第53号、7月8日公布)

## 背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
- 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



## 法案の概要

## 今回の政令 (11/25閣議決定予定) に係る部分

### 平成29年4月1日施行予定(※)

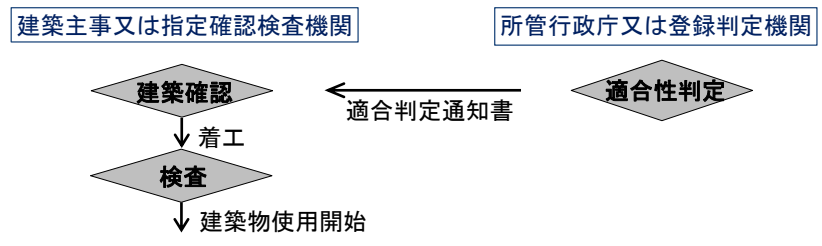
※今般、整備政令とあわせて制定する施行期日令により確定

規制措置

#### 1. 特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物 (施行令: 2000㎡)

##### 省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



#### 2. その他の建築物 一定規模以上の建築物 (施行令: 300㎡)

##### 届出

- 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
- <省エネ基準に適合しない場合>
- 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

#### 3. 住宅事業建築主\*が新築する一戸建て住宅 (施行令: 年間150戸)

##### 住宅トップランナー制度

- 住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
- <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
- 一定数**以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

誘導措置

### 平成28年4月1日施行済

##### エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

##### 省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例**を受けることができる。

# 省エネ法と新法の比較概要（新築に係る措置）

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律		新法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（仮称）
大規模建築物 2,000㎡以上	非住宅	第一種特定建築物 <b>届出義務</b> 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	➔	特定建築物 <b>適合義務</b> 【 <b>建築確認手続きに連動</b> 】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	➔	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 300㎡以上 2000㎡未満	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、 <b>勧告</b> 】	➔	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、 <b>指示・命令等</b> 】
	住宅	努力義務	➔	努力義務
小規模建築物 300㎡未満	住宅事業建築主 (住宅トップランナー) 年間150戸以上	努力義務 【必要と認める場合、 <b>勧告・命令等</b> 】	➔	努力義務 【必要と認める場合、 <b>勧告・命令等</b> 】